

公共事業労務費調査のポイント

(令和6年度10月調査対応版)

ご注意！

この資料は、特に質問の多い「労働時間」の考え方と「職種」の考え方について、参考としてポイントを説明するものであり、調査にご協力される皆様におかれては、まず、「令和6年10月 公共事業労務費調査連絡協議会『公共事業労務費調査の手引き』」をご覧くださいますようお願いいたします。

※次ページ以降の□囲み部分は重要事項になります

一般社団法人 熊本県建設業協会

労務対策委員会

目次

はじめに.....	3
1. 現況調査時の対応について（職種の認識）	3
2. 労働時間の考え方.....	4
3. 職種の分類の考え方	5
事例	7
事例① 特殊作業員と普通作業員のちがい.....	7
事例② 特殊運転手と一般運転手のちがい.....	8
参考 特殊運転手と一般運転手と特殊作業員のちがい.....	9

はじめに

毎年、10月に実施される公共事業労務費調査は、翌年度の公共工事設計労務単価を設定するための基礎資料となる調査です。より正確な賃金実態を回答することで、適切な公共工事設計労務単価に繋がりますので、回答の際に分かりづらい「労働時間」「職種」の2点について、ポイントを説明いたします。

1. 現況調査時の対応について（職種の認識）

ポイント：現況調査当日は、現場で働かれている方の職種を把握し正確な説明ができる方が対応しましょう。

業で、38 職種（P15 表 3-2）に該当する労働者が従事していない場合は、調査対象となりませんので、下請企業はその旨を元請企業に伝えてください。

出典：公共事業労務費
調査の手引き P5

（2）発注機関が現況調査を実施します。

調査対象となった企業から後日提出される調査票の記入内容が、現場の状況を的確に反映しているか確認するため、調査対象工事を発注した各地方連絡協議会の構成機関（国、都道府県及び政令市等）が、事前に工事現場の現況調査を行います。

現況調査では、労働状況の確認、元請企業及び下請企業からのヒアリング及び作業日報等により、現場の作業内容及び労働者数を確認します。

（3）一部地域において、労務費調査説明会を開催します。（開催しない地域もあります。）

現況調査時に発注者の監督員が記載した「現況調査票」の職種と、受注者が後日回答する「労務費調査票」の職種の認識に違いがあると発注者の監督員へその違いについて説明をする必要があります。

職種の認識を現況調査時に協議しておくことで、後日回答する「労務費調査票」の職種について、発注者からの問い合わせはなくなると思われます。

※職種の考え方は5ページをご参照ください。

2. 労働時間の考え方

ポイント：労務費調査票には実際の労働時間を記入しましょう。

出典：公共事業労務費調査の手引き P 49

表①「労働日数」・「所定内」

賃金支払形態	記入する所定内労働日数
日給制（日給月給制及び時間給制を含む）又は出来高給制の労働者	会社が定めている所定労働日の内、実際に働いた日数（1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日を除く。） （注） 1. 所定労働時間フルには働いていない労働日があった場合でも、その日は1日として計算してください。 2. 振替によって所定労働日扱いとなった休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなった日は所定労働日から除いて計算してください。
月給制の労働者	会社が定めている所定労働日の日数から、 1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日及び欠勤日を除いた日数。 （注） 1. 日給制又は出来高制の労働者の場合と違って、休日の振替を考慮する必要はありません。 2. 悪天候等により所定労働日に就労しなかった日数も除いて 計算してください。 3. 月給制で欠勤等による給与の差引がない労働者（雇用形態コード「3」）については、 欠勤日を除く必要はありません。

表②「労働時間数」・「有給休暇時間数」

端数時間の有無	記入する労働時間数・有給休暇時間数
合計時間に端数無	整数部分のみ記入(小数部分に0を記入する必要はありません)
合計時間に端数有	小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記入 ※例えば「1.60時間1.5分」は「1.60、2.5」時間となりますが、四捨五入を行うと「1.60、3」となります。

表③「労働時間数」・「所定内」

賃金支払形態	記入する所定内労働時間数
日給制（日給月給制及び時間給制を含む）又は出来高給制の労働者	会社が定めている所定労働日における所定労働時間（始業時刻から終業時刻までから休憩時間を除いた時間）の内、 実際に働いた時間 （有給休暇時間及び遅刻、早退等により労働しなかった時間を除く）の合計。 （注）振替によって所定労働日扱いとなった休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなった日は所定労働日から除いて計算してください。
月給制の労働者	会社が定めている所定労働日における所定労働時間（始業時刻から終業時刻まで時間から休憩時間分を除いた時間）の合計から 有給休暇時間及び欠勤時間の合計を除いた時間。 また、変形労働時間制（年単位）を採用している場合、平均の月労働時間数を所定内労働時間の上に（）書で記入してください。 （計算例）1年間の変形労働時間制の場合…労基署に提出した年間所定内労働日数×1日の所定内労働時間÷12（例）260日×8h÷12ヶ月＝173.3 （注） 1. 日給制又は出来高給制の労働者の場合と違って、休日の振替を考慮する必要はありません。 2. 悪天候等により所定労働日に就労しなかった時間数も除いて 計算してください。 3. 月給制で欠勤等による給与の差引がない労働者（雇用形態コード「3」）については、 欠勤時間の合計を除く必要はありません。

番号	業種	労働形態	給与形態	雇用形態	性別	年齢	労働時間		労働時間		労働時間		基本給	手当
							所定内	時間外	所定内	時間外	所定内	時間外		
1	NE	1	2	日給制(1日給)	0日本人、非正規労働者、その他労働者	01特務作業員	1	152.0	15.0	8.0	18100	32000	0	
2	GU	2	3	2月給制(完全月給制)	0日本人、非正規労働者、その他労働者	14運転手(特務)	1	144.0	10.0	8.0	16000	24000	0	
3	OB	3	3	3日給制(1日給)	0日本人、非正規労働者、その他労働者	18トントラック運転手	2	160.0	12.0	8.0	16000	55000	0	
4	HS	4	4	4月給制(月給)	0日本人、非正規労働者、その他労働者	10職工	3	(1733.0)	10.0	0.0	16000	41000	0	
5	HQ	5	7	3月給制(完全月給制)	0日本人、非正規労働者、その他労働者	09職工	3	160.0	0.0	0.0	16000	23000	0	

赤色の枠で囲んだ部分は実際の労働時間をご記入ください。

番号	労働時間数		
	所定内	時間外	休日
1	152.0	15.0	8.0
2	144.0	10.0	8.0
3	160.0	12.0	8.0
4	(1733.0)	10.0	0.0
5	160.0	0.0	0.0

3. 職種の分類の考え方

ポイント：労務費調査票には実際に現場に入られている方の職種を記入
 しましょう。発注者の監督員には、現場で働かれている方の
 職種を正確に説明しましょう。

6 職種の分類

出典：公共事業労務費
 調査の手引き P24

職種の分類は、調査票を記入する元請企業、下請企業が、個々の労働者の技能及び作業内容を踏
 まえて判断して行うことになります。

**本調査の職種の定義・作業内容は、独自に定義して使用しているものであり、また、職種の分類
 は調査結果に大きく影響する項目ですので、以下の説明に従って慎重に判断してください。**

(1) 職種の構成

職種の構成は、技能・技術
 分類されるもの、及び世話役
 員」に分類されるもので構成

こちらに記載があるように、職種の分類は調査結果に大
 きく影響する項目ですので、慎重に判断した上で、労務費
 調査票に記入しましょう。

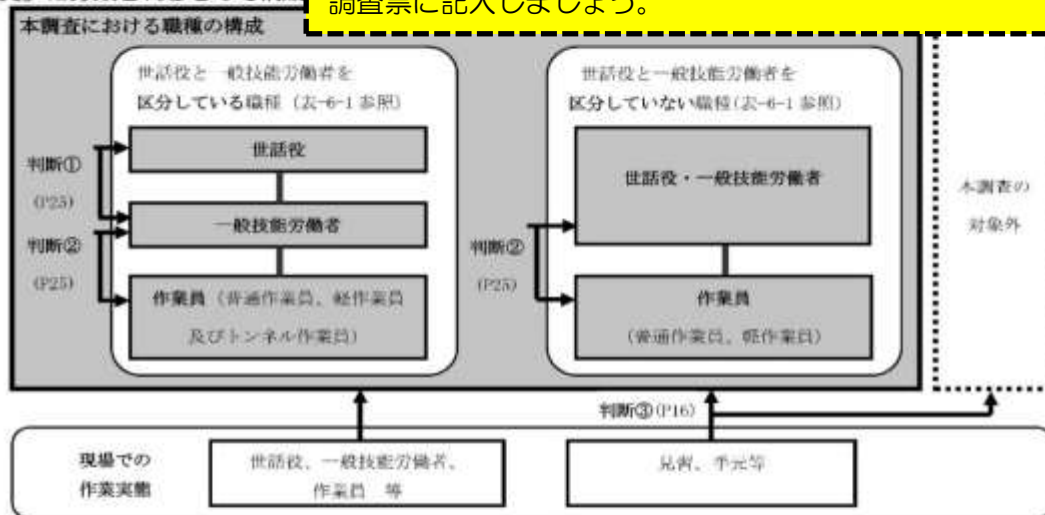


図-6-1 分類の考え方

(2) 職種の分類にあたっての注意点

職種の分類は、本調査における職種の構成に分類することになるため、企業で使用している名称
 にとらわれず、P76「参考資料-3 調査対象職種の定義・作業内容」をよく読んで該当する職種を
 選んでください。その際注意していただくのは、以下の点です。

- ① 調査対象職種（51 職種）に該当するか
 - ② 「世話役」が設けられているか
 - ③ 「一般技能労働者」又は「作業員」に該当するか
 - ④ 見習、手元等に該当しないが、補助的業務を主に実施している職種（「普通作業員」、「軽作業員」）に該当するか
 - ⑤ 似かよった職種の分類の判断
 - ⑥ 外国人材の職種については、建設就労者や特定技能外国人の受入対象職種にとらわれず、P76「参考資料-3 調査対象職種の定義・作業内容」をよく読んで該当する職種を選んでください。
 - ⑦ 複数職種の作業を行っていた場合の分類の判断
- ※ 労務費調査上での職種が普段使用している名称と異なっても問題ありません。

例) 企業で使用している名称が普通作業員だとしても、作業
 内容で「普通作業員」なのか「軽作業員」なのか判断して、
 職種の分類を行きましょう。

(3) 「世話役」 - 「一般技能労働者」 - 「作業員」、「世話役・一般技能労働者」の分類 (図-6-1 の判断①と②)

項目	説明等
「世話役」	<p>「…について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの」等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「世話役」が設けられている職種 (表-6-1 参照) では、個々の労働者を「世話役」と「一般技能労働者」のどちらに分類するかの判断を、以下の基準に従って行ってください。 <p>1) 船員以外の職種のの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般技能労働者等の作業分担及び作業内容の指示、指導、監督等の世話役業務にのみ従事する労働者の場合は、世話役に分類します。 一般技能労働者等の作業内容に該当する作業も自らが行うが、率いている班等に所属する一般技能労働者等についての世話役業務の方が重要である労働者の場合は、世話役に分類します。 世話役業務を日常的には行っていないか、行っているとしても労働時間の管理等に限られており、世話役業務の方が従となっている (例えば、自己の出来高の方が世話役業務より重要である) 労働者の場合は、一般技能労働者等に分類します。 <p>2) 船員関係職種の場合</p>
「一般技能労働者」又は「世話役・一般技能労働者」	<p>「…について相当程度の技能を有し、…について主体的業務を行うもの」等</p> <ul style="list-style-type: none"> 相当程度の技能を有する労働者を「02 普通作業員、03 軽作業員、20 トンネル作業員」に分類しないでください。
「作業員」	「各種作業についての補助的業務を行うもの」等

ある一般技能労働者について、その人の技量を計る目は、見る人によって違います。受注者としては一般技能労働者と考えていても、発注者の監督員からは世話役に見えるかもしれません。

表-6-1 職種と「世話役」、「一般技能労働者」、「作業員」の対応関係

	土木関係職種	掘かん関係職種	橋りょう関係職種	建築専門関係職種	道路関係職種	トンネル関係職種	港湾関係職種	潜水関係職種	交通関係職種
世話役	25 土木一般世話役	17 掘かん世話役	24 橋りょう世話役	34 大工 43 内職工 35 左官 44 ガラス工	12 舗装工 23 橋りょう塗装工	21 トンネル世話役	26 高級船員	28 潜水士 29 潜水連絡員	50 交通誘導員 A 51 交通誘導員 B
一般技能労働者	01 特殊作業員 04 造園工 05 造園工 (特殊) 06 とび工 07 石工 (一般) 08 ブロック工 09 土工 10 鉄筋工 11 鉄骨工	13 密着工 14 運転手 (特殊) 15 運転手 (一般) 18 さく岩工 31 山林砂防工	22 橋りょう特殊工	36 配管工 37 はつり工 38 防水工 39 板金工 40 タイル工 41 サッシ工 42 屋根ふき工	45 建具工 46 ダクト工 47 保温工 48 建筆 49 設備機械工	19 トンネル特殊工	27 普通船員	30 潜水連絡員	
作業員	02 普通作業員 03 軽作業員					20 トンネル作業員			

(4) 複数職種の作業を行っていた労働者の分類

調査対象期間 (1 か月間) に複数職種の作業を行っていた労働者の場合は、原則として、**本来の技能 (技能労働者と作業員を兼務した場合は技能労働者とする等) や、調査対象工事において主に従事したと認められる作業内容 (従事した日数がより長い等) に基づき、該当する職種を判断してください。**ただし、P90「表 3 職種分類の考え方」に示す職種の組合せの場合は分類が異なります。**調査対象職種の定義と作業内容については、P76「参考資料-3 調査対象職種の定義・作業内容」に記載しています。**

複数の職種を兼務する多能工の場合は、原則として本来の技能や調査対象工事において主に従事したと認められる作業内容に基づき、職種を分類してください。(公共事業労務費調査FAQ No.45 抜粋)

事例

よく間違いやすい部分を事例を使って紹介します。

事例① 特殊作業員と普通作業員のちがい

出典：公共事業労務費
調査の手引き P 76

参考資料－ 3 調査対象職種の定義・作業内容

P90～P91 「表3 職種分類の考え方」もご参照ください。

表1 調査対象職種の定義・作業内容

職種 <世話役・一般技能労働者・作業員の区分>	
定義と作業内容	
01	<p>特殊作業員 <一般技能労働者></p> <p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第 84 条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業（P88～89 表 2「運転労務適用職種一覧参照」）</p> <p>イ. 機械重量 3t 未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型） ・トラクタダンプベル（クローラ型）・ローモーター・タイヤドーザー等を運転または操作して行う</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ピン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p> <p>③ 除染工事において、上記の作業を行うもの</p>
02	<p>普通作業員 <作業員></p> <p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p>

③ 01特殊作業員及び「作業員」	
01 特殊作業員	軽機械の運転・操作や重労働を伴う作業を主体的に行う技能労働者は、01特殊作業員に分類してください。
02 普通作業員	主として人力による作業で、重労働を伴わない作業に従事する方は、02普通作業員に分類してください。
03 軽作業員	工事現場の清掃、後片付け等、主として人力による軽易かつ軽度の補助作業に従事する方は、03軽作業員に分類してください。
20 トンネル作業員	常圧の（圧気されていない）坑内において、一般の工事現場で作業する方は、20トンネル作業員に分類してください。

出典：公共事業労務費
調査の手引き P 90

ポイント

軽機械を運転する人は、運転免許を取得して何十年も運転しているベテラン（上記01の文中：相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し）から運

転免許を取得したばかりの初任者までいるため、全員が特殊作業員の作業内容を行うわけではありません。また、『相当程度の技能・高度の肉体的条件を有し、重労働を伴う主体的業務を行う』人は、『特殊作業員』にあたりますが、『普通の技能・肉体的条件を有し、補助的業務を行う人』は『普通作業員』となります。（労務費調査の手引きP76 及びP90 参照）

しかしながら、**発注者の監督員は、軽機械を運転・資格を保有している、重労働を伴った作業をしているとして特殊作業員だと思われる場合があります。**

労務費調査票には、特種作業員と一般作業員のどちらに該当するか注意が必要です。

事例② 特殊運転手と一般運転手のちがい

参考資料－ 3 調査対象職種の定義・作業内容

P90～P91 「表 3 職種分類の考え方」もご参照ください。

表 1 調査対象職種の定義・作業内容

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分>		出典：公共事業労務費調査の手引き P80
	定義と作業内容		
14	運転手（特殊）	<一般技能労働者>	
	① 重機械 （主として道路交通法第 84 条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの） <u>の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次の作業について主体的業務を行うもの</u> （P88～89 表 2「運転労務適用職種一覧参照」）		
15	運転手（一般）	<一般技能労働者>	
	① 道路交通法第 84 条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、 <u>主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について</u> 主体的業務を行うもの （P88～89 表 2「運転労務適用職種一覧参照」）		

ポイント

建設機械（バックホー、ブルドーザー、タイヤシャベル等）に乗る場合は、必ず車両系建設機械の各種資格が必要ですが、ベテラン（上記 14 の文中：相当程度の技能を有し）から初任者までいるため、運転している全員が特殊運転手には該当しません。

しかしながら、**発注者の監督員は、建設機械を運転している人は特殊運転手だと思われる場合があります。**

労務費調査票には、特種運転手と一般運転手のどちらに該当するか注意が必要です。

参考 特殊運転手と一般運転手と特殊作業員のちがひ

労務費調査の手引きP88～P89を抜粋しております。なお、**取得すべき資格**についてはP92～P97の『職種別資格及び検定表』をご参考ください。

出典：公共事業労務費
調査の手引きP88

表2「運転労務適用職種一覧」

(国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編) を参考に作成)

機 種 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	備 考
ブ ル ド ー ザ	1t	-			○	
	3t以上	-	○			
	リッパ装置付	-	○			
レ ー キ ト ー ザ タ イ ヤ ト ー ザ	3t級未満	-			○	
	3t級以上	-	○			
ト ラ ク タ	クローラ	3t級未満	-		○	
		3t級以上	-	○		
	ホイール	3t未満	-		○	
		3t以上	-	○		
スクレーブドーザ スクレーバ モータスクレーバ	各 種	-	○			
バックホウ、グラブシールド ドラグライン	クローラ	機 械 式	3t以上	○		
		山積0.08m ³ 級以下 (平積0.06m ³)	-		○	
		山積0.11m ³ 級以上 (平積0.08m ³)	-	○		
	ホイール	山積0.28m ³ 級以上 (平積0.2m ³)	-	○		
ク ロ ー ラ ロ ー ダ	山積0.25m ³ 級以下	-			○	
	山積0.4 m ³ 級以上	-	○			
ホ イ ール ロ ー ダ	山積0.4 m ³ 級以下	-		○		
	山積0.5 m ³ 級以上	-	○			

機 種 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	備 考
ク ロ ー ラ ク レ ーン	1t吊未満	-			○	
	1t吊以上	-	○			
ト ラ ッ ク ク レ ーン ラフテレーンクレーン	1t吊未満	-		○		
	1t吊以上	-	○			
モ ー タ グ レ ー ダ	各 種	-	○			
サ ン ド バ イ ル 打 機	パイプ式	-	○			
ク ロ ー ラ 杭 打 機	ブーム式	-	○			
	面 結 式	-	○			
路 面 清 掃 車	ブラシ式フロントリフトダンプ	-	○			
	上記以外	-		○		
ト ラ ッ ク 式 ア ー ス オ ー ガ	各 種	-	○			
大 型 プ レ ー カ	"	-	○			バックホウ装備
散 水 車	"	-		○		
樹 溝 清 掃 車	"	-		○		
排 水 管 清 掃 車	"	-		○		
ガ ード レ ール 清 掃 車	ブラシ式	-		○		
ト ン ネ ル 清 掃 車	"	-		○		
ト ラ ッ ク	普 通	-		○		
	クレーン装置付1t吊未満 クレーン装置付1t吊以上	-	○			

出典：公共事業労務費
調査の手引き P 89

機 械 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	
ダンプトラック	オンロード オフロード(建設専用)	-		○		
不 整 地 運 搬 車	積載質量1t未満	-			○	
	積載質量1t以上	-	○			
水陸両用運搬車(泥上車)	各 種	-	○			
作 業 車	各 種 (クレーン装置付1t吊以上を除く)	-		○		クレーン装置付1t吊以上の機 種であって、クレーンを使用し ない場合は、運転手(一般)の み計上
	各 種 (クレーン装置付1t吊以上)	-	○			
高 所 作 業 車	作業床高10m未満	-		○		
	作業床高10m以上	-	○			
コンクリートポンプ車	配管式	-	○			
	ブーム式	-	○			
ラ イン マ ー カ	自 走 式	-		○		
	車 載 式	-		○		
ロ ー ド ロ ー ラ	マカダム	-	○			
	タンデム	-	○			
タ イ ヤ ロ ー ラ	各 種	-	○			
振 動 ロ ー ラ	自走式2.5~2.8t以下	-			○	
	※ 3.0~5.0t以上	-	○			

機 械 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	場 要
コンクリートフィニッシャ	3.0~4.5m以上	-	○			
コンクリートスプレッダ	ブレード式・ボックス式	-	○			
コンクリートレベラー	3.0~7.5m	-	○			
アスファルトフィニッシャ	各 種	-	○			
アスファルトプラント	※	-	○			
アスファルトディストリビュータ	※	-		○		
アスファルトスプレッダ	自走式・各種	-		○		
ス タ ビ ラ イ ザ	路上混合自走式各種	-	○			
ト レ ン チ ャ	自 走 式	3t未満			○	
	※	3t以上	○			
アジテータトラック (トラックミキサ)	各 種	-		○		
ヒ ー タ ブ レ ー ナ		-	○			
踏 面 切 削 機	クローラ式・ホイール式	-	○			
マ イ ク ロ バ ス		-		○		
ラ イ ト バ ン		-		○		
ウ ィ ン チ	5t吊未満	-			○	
	5t吊以上	-	○			
草 刈 車	大型自走式(履帯式)	-			○	
草 刈 機	肩掛式・ハンドガイド式	-			○	

参考資料

- 令和6年10月 公共事業労務費調査連絡協議会『公共事業労務費調査の手引き』
- 公共事業労務費調査FAQ